

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

NO.122

【共通】 問1 工事中の建築物の防火管理に関する次の文を読み、四角内にあげた語句の中から、消防法令上正しいものを選び。

「消防法第8条第1項に基づき防火管理者を定め、防火管理上必要な業務を行わせなければならない工事中の建築物は、(①) の工事中の消防法施行令第1条の2第3項第2号イ、ロ又はハに掲げる建築物で、収容人員が(②) のうち、(③) が同号イ、ロ又はハに定める規模以上である建築物であって(④) の工事中のものとする。

〈語句〉

ア：外壁及び床又は屋根を有する部分
イ：新築
ウ：新築又は増改築
エ：電気工事等
オ：30人以上のもの
カ：50人以上のもの

【消防用設備等】 問1 高層の建築物の防火安全対策に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 複合用途防火対象物である高層建築物の3階にある共同住宅に用いられるカーテンは、防災物品である必要はない。
- (2) 消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物の11階以上の階(総務省令に定める部分を除く)に、政令で定める技術上の基準に従いスプリンクラー設備が設置されている場合、その有効範囲内の部分については、屋内消火栓設備を設置する必要はない。
- (3) 11階以上の階には、避難器具を設置する必要はない。
- (4) 消防法施行令別表第1(1)項から(16)3項までに掲げる防火対象物で、地階を除く階数が11以上の部分には避難口誘導灯及び通路誘導灯を設置しなければならないが、これらの誘導灯の有効範囲内の部分については誘導標識を設置する必要はない。

【消防用設備等】 問2 消防法施行令別表第1(5)項ロと(6)項ロのみからなる(16)項イに掲げる防火対象物の(6)項ロに掲げる部分のうち特定住戸部分において、スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の要件として、次のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 特定住戸部分の各住戸を準耐火構造の壁及び床で区画したものであること。
- (2) 全ての住戸の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下に面していること。
- (3) 居室及び通路に煙感知器を設けたものであること。
- (4) 特定住戸部分の各住戸の床の面積が100㎡以下であること。

【防火査察】 問1 消防法(以下「法」という。)の違反処理等に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 劇場の立入検査において、法第17条第2項により委任されている条例基準違反を指摘し、改修を指導したが、関係者が指導に従わないので、法第17条の4第1項に基づく消防用設備等の設置維持命令を発動した。
- (2) 法第8条の2の3第1項に基づく防火対象物点検の特例認定を受けている物品販売店舗の立入検査を実施した際、避難通路に物品が存置されている消防法令違反を現認したが、関係者が速やかに改修したので、特例認定の取消しをしないこととした。
- (3) 法第5条第2項中の「確知」とは、名あて人が現場に居合わせる場合等、氏名及び住所を知ることができる場合に限らず、その者を特定することのできる場合の全般をいう。
- (4) 飲食店の立入検査において、自動火災報知設備の受信機が作動しないことを確認し、消防用設備等の維持管理が不適正であると認めたとしたので、法第17条の4第1項に基づく消防用設備等の維持命令を発動した。

【防火査察】 問2 消防法の違反処理等に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 聴聞は、不利益処分を受ける者に、口頭による意見陳述や質問の機会などを与え、処分を受ける者と行政庁側のやりとりを経て、事実判断を行う手続きである。
- (2) 命令を行ったときに行う公示は、命令後速やかに実施し、命令事項が履行された時等、命令が効力を失うまでの間、公示を維持する必要がある。
- (3) 略式の代執行とは、行政代執行法に基づく正式の代執行において行われる「戒告及び代執行命令書による通知の手続」を省略した手続きである。
- (4) 警告は、行政指導としての事実行為であるから、違反改修の履行義務者に対して行う必要があるが、警告する内容に関して履行義務者が複数のときは、履行義務者の代表者1名に警告をすることができる。

【危険物】 問1 次の製造所等のうち、完成検査前検査の対象となっていないものはどれか。

- (1) 屋外タンク貯蔵所
- (2) 移送取扱所
- (3) 地下タンク貯蔵所
- (4) 製造所

【危険物】 問2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物(少量危険物)の貯蔵、取扱いに関する次の記述のうち、明らかに誤っているものはどれか。

- (1) 少量危険物(個人の住居にあっては指定数量の2分の1以

うため、誤り。

- (3) 処分庁に対する不服申立てであるため、誤り。
- (4) 処分があったことを知った日であるため、誤り。
- (5) 正しい。

〔警防〕

問1 答 (2)

解説 隊員の教育訓練にあたって中小隊長は、自身の活動能力を基準とするのではなく、隊員個々の知識、技術を把握し先を見た教育訓練を実施する。

問2 答 (5)

解説 一度決定した活動方針は多少の状況変化があっても変更しない。部隊が混乱する一因となる。

問3 答 (3)

解説 訓練・演習前には隊員の体調確認はもちろん、個人装備の完全着装の相互確認を実施させる。

〔救急〕

問1 答 (3)

解説 救急業務実施基準第19条参照。

問2 答 (4)

解説 (4) 発生要因ではなく発生原因。救急業務実施基準第24条参照。

問3 答 (5)

- 解説
- (1) 気管内チューブは平成16年から実施可能。
 - (2) ビデオ硬性喉頭鏡は平成23年から実施可能。
 - (3) 薬剤投与経路は気管ではなく経静脈である。
 - (4) 生理食塩水ではなく乳酸リンゲル液である。

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 ① イ ② カ ③ ア ④ エ

解説 消防法施行令第1条の2第3項第2号及び消防法施行規則第1条の2第1項参照。

〔消防用設備等〕

問1 答 (1)

- 解説
- (1) 誤り。消防法施行令第4条の3第2項で複合用途防火対象物については、防災防火対象物の用途以外の用途に供される部分については防災規制の対象外とされているが、法律で高層建築物については全て防災規制の対象とされているため、法律が優先される。消防法第8条の3第1項参照。
 - (2) 正しい。消防法施行令第11条第4項参照。
 - (3) 正しい。消防法施行令第25条第1項柱書き参照。
 - (4) 正しい。消防法施行令第26条第1項、同条第3項参照。

問2 答 (2)

- 解説
- (1) 正しい。消防法施行規則第12条の2第3項第1号参照。
 - (2) 誤り。「全ての住戸」である必要はなく、「特定住戸部分の各住戸」であれば足りる。消防法施行規則第12条の2第3項第2号参照。
 - (3) 正しい。消防法施行規則第12条の2第3項第6号参照。
 - (4) 正しい。消防法施行規則第12条の2第3項第7号参照。

〔防火査察〕

問1 答 (2)

- 解説
- (1) 消防法第17条の4第1項及び違反処理マニュアルにより適当。
 - (2) 消防法第8条の2の3第6項に基づく特例認定の取消しは「しなければならない」と規定されているので、聴聞も実施し、取消しをしなければならないので、不適当。
 - (3) 消防法解説及び違反処理マニュアルにより適当。
 - (4) 消防法第17条の4第1項及び違反処理マニュアルにより適当。

問2 答 (4)

- 解説
- (1) 違反処理マニュアルにより適当。
 - (2) 違反処理マニュアルにより適当。
 - (3) 違反処理マニュアルにより適当。
 - (4) 履行義務者が複数のときは、それぞれの履行義務者に個別に警告する必要があるため、不適当。

〔危険物〕

問1 答 (2)

解説 完成検査前検査の対象施設は、液体危険物タンクを有する製造所等とされており、液体危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所及び地下タンク貯蔵所、液体危険物を取り扱うタンクを有する製造所は対象施設となるが、配管及びポンプ並びにこれらに附属する設備で構成される移送取扱所は対象外となる。危険物の規制に関する政令第8条の2第1項参照。

問2 答 (3)

- 解説
- (1) 火災予防条例(例)第46条第1項参照。
 - (2) 消防法施行令第10条第1項第4号参照。
 - (3) 誤り。定期点検は、一定の製造所等に義務付けられている。消防法第14条の3の2参照。
 - (4) 火災予防条例(例)第31条の2第2項第1号参照。